

令和6年第4回 北海道議会定例会 予算特別委員会（経済部審査） 開催状況
 （経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課）

開催年月日 令和6年12月6日（金）

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 ゼロカーボン産業担当局長、GX 特区推進担当局長、
 ゼロカーボン産業課長、GX 特区推進担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 GX金融・資産運用特区等について</p> <p>（真下委員） 今回、ゼロカーボン推進局は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のためとして、地方税を優遇する条例案を提出しました。私は、事業効果と道内企業が地域で先進的にGXに取り組める環境づくりに対する道の取り組みの観点から質問したいと考えております。</p> <p>（一）特区を活用したゼロカーボンの実現に向けた取り組みについて</p> <p>（真下委員） まず、GX金融・資産運用特区の活用にあたって最も重要なのは、ゼロカーボンを実現するためにCO2排出量削減をどこまで高められるかだと私は考えております。目標設定を含め、道の認識をまず伺います。</p> <p>（真下委員） 事業自体に目標を持っていないということなんですね。</p> <p>（二）事業評価について</p> <p>（真下委員） それでGX特区運用に伴う税収入の影響額について、道は、こちら試算しておりません。それでは実質的に規模判断というのができないし、私は納得できないわけです。少なくとも、優遇税制による税収入の影響額と期待されるCO2削減効果の指標あるいは目標を持たなければ政策評価も事業評価もできないのではないかと考えますけれども、何をもって評価するのでしょうか？</p> <p>（三）道内企業におけるCO2排出量削減計画等について</p> <p>（真下委員） それでは、やっぱり札幌に金融が集中していくと投資が集中していくということに繋がりがかねないと思うんですね。気候変動の影響減や社会問題に対する企業の取組というのが、就職先として、また取引先として選ばれるために</p>	<p>（GX特区推進担当課長） GX金融・資産運用特区についてではありますが、金融・資産運用特区は、政府の「資産運用立国実現プラン」の主要施策の一つとして、特定地域において、成長分野への十分な資金が供給される環境の実現を目指すものです。 国に提案した「北海道・札幌『GX金融・資産運用特区』」は、国内随一の再エネポテンシャルを活かし、再エネ供給拠点の実現と金融機能の強化・集積によるアジア・世界の金融センターを目指す構想で、道では、全道域での産業振興に向けて、取り組んでいるところです。 道としては、特区を推進力として、再エネ導入やその活用を促進することは、2013年度比で、2030年度の温室効果ガス排出量を48%の削減とするゼロカーボン北海道推進計画の目標の達成に寄与するものと考えています。</p> <p>（ゼロカーボン産業課長） 税収への影響などについてでございますが、GX産業は、事業の予見可能性が低く、分野により技術や市場などの成熟度が大きく異なることから、現時点におきまして、本道に新たに立地する企業やGX産業等に新たに参入する道内企業の数や規模を見通すことが難しく、税収への影響などを試算することは困難と考えております。 道といたしましては、全道域でのGX産業の集積と、札幌市域での金融機能の強化集積を効果的に進めるため、経済センサスなどの統計情報や、企業経営者・業界団体へのアンケートなどを通じ、道内のGX産業の動向と、経済状況等の把握に努めながら、各般の施策を推進してまいります。</p> <p>（ゼロカーボン産業課長） 事業者のCO2排出削減に向けた取組などについてでございますが、道では、CO2の排出削減に向けた取組を事業者にも促すとともに、その取組内容を把握するため、例</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>必要な条件だと現代では言われております。また、GXを進める上で、自社のCO2排出量を具体的に把握して、期日を決めた削減計画を立てて公に宣言して、省エネ設備への更新や新エネ・再エネ発電設備への導入を進めることが効果的との見解が示されております。私も同感です。道内企業の取組状況をどう把握しているのか伺います。</p> <p>(四) 特区活用に向けた道内企業への支援について (真下委員)</p> <p>自ら発信していくということが重要だと思うんですけど、なかなかそこは北海道は中小企業が多くて、なかなか難しいところあるんですけど、こうした環境に対する意識変化に対応した取組と同時に、特区活用に向けてですね、道は道内企業への支援を今後具体的にどう展開しようとしていくのか伺います。</p> <p>(五) 環境・生活自然への影響等について (真下委員)</p> <p>事業を進めていく上で気をつけなくてはならないのは、やはり安易な開発行為による再エネ設備の設置や、資金ショートそれから事業自体の失敗等によって負債を抱えたまま、違法な無断撤退によって、住民の生活環境や自然環境の破壊につながるということが問題となっているわけですね。それで、今回、税優遇までして立地を支援するにあたって、地域の環境や水源などに悪影響というものがあってはならないと考えます。こうした問題が起こらないように、現行法制よりも厳密になるのか。道はどう対応するのか伺います。</p> <p>(六) 海外資本企業の進出について (真下委員)</p> <p>それでは、優遇税制の対象事業者について、海外資本企業の進出についてなにか条件はあるのでしょうか。</p>	<p>例えば、北海道地球温暖化防止対策条例では、1年間のエネルギー使用量が一定以上の事業者を対象に、削減計画書や排出量を含む実績報告書を提出いただいておりますほか、排出量削減などの取組を事業者自らが宣誓するゼロカーボン・チャレンジャー登録制度においても、実践している取組とともに、排出量の報告をお願いしているところでございます。</p> <p>さらに、省エネ・新エネ促進行動計画におきましては、産業部門や業務部門におけるエネルギー消費量を成果指標といたしまして設定し、毎年度、把握するなど、事業者の皆様とのCO2排出量やエネルギー消費量と、その削減に向けた取組の把握に努めているところでございます。</p> <p>(GX特区推進担当局長)</p> <p>特区の活用促進についてでございますが、道といたしましては、この特区制度を全道域で活用していただくためには、制度の内容などにつきまして、地域の皆様のご理解をいただくことが不可欠であると考えております。</p> <p>このため、道では14の振興局ごとに、市町村や地域の事業者の方々に向けた説明会を開催し、特区で提案した内容や活用方法などについて情報共有を図り、参加者からは、積極的な活用に向けた具体的な質問のほか、引き続きの情報提供についてご意見を頂戴したところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、チーム札幌・北海道の構成機関と連携し、様々な媒体や機会を通じて、情報発信に努めるほか、道内事業者の方々に対し、ヒアリングを行うなど、新たな規制改革のニーズの把握や掘り起こしを進め、特区制度の活用に努めてまいります。</p> <p>(ゼロカーボン産業課長)</p> <p>自然環境などへの配慮についてでございますが、道といたしましては、本道におけるGX産業の集積が、地域環境に対する適切な配慮と、地域住民の方々のご理解のもとで進められることが重要であると認識してございます。</p> <p>このため、税制優遇を受けようとする事業者が作成する特定事業計画申請書の様式に、地域との合意形成に関する事項や、自然環境と生活環境との調和に関する事項を設けることを検討しております。</p> <p>また、事業計画の認定に当たりましては、公害防止に関する関係法令等が遵守されていることを確認するほか、事業計画の内容について、関係市町村からご意見を伺うことなどを検討しております。</p> <p>(ゼロカーボン産業課長)</p> <p>税制優遇の対象事業者についてでございますが、道では、これまで、海外からの投資の誘致を進めてきており、GX金融・資産運用特区におきましても、国内外の投資資金を取り込むことなどにより、全道域でのGX産業の集積の実現を目指すこととしていることから、この度の税制優</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 不適切な運用に対する対応について (真下委員)</p> <p>後になって、問題が発生しないように対応を求めておきたいと思います。優遇税制は10年で、開始6年以降は優遇税制は1/2となるため、5年経過後も業態変更するなどによって満度の優遇措置を得ようとするなど、不適切な対応があってはならないと考えます。また税制優遇終了後は事業停止となつては何にもならないわけで、道はこの点についてどのように対応するのか伺います。</p> <p>(八) 収益と納税について (真下委員)</p> <p>この事業が失敗前提、成功リスクが低くても参入ありきで進めるようなことは、事業の趣旨に反しますし、収益を上げられるようになった場合も優遇税制を継続することは税の公平性、応能負担原則にも反するものだと考えます。何より道財政が厳しいという道の説明にも矛盾するものではありませんか。収益基準を設けて、納税可能な経営状況となった場合は、胸を張って納税できるよう制度設定、制度設計すべきではありませんか。</p> <p>(真下委員)</p> <p>G X産業の選択肢として、気候変動対策や環境意識が高いということが選択の条件となる時代だと聞いておりますそのニーズに対応した政策なのかどうかということを確認を呈して、次の質問に移ります。</p>	<p>遇の対象につきましては、国内事業者に限定はしておりません。</p> <p>なお、G X産業の集積にあたりましては、地域の皆様のご理解のもとで、適切に事業が実施されることが重要であることから、優遇を受けようとする全ての事業者から、事業内容や事業期間、地域との合意形成に関する事項などを記載した事業計画の提出を受け、これを審査するとともに、毎事業年度終了後、事業報告を求め、G Xなどの認定特定事業が計画に基づき、適切に事業が実施されたことを確認した上で、課税免除の適否を判断することを検討してございます。</p> <p>(ゼロカーボン産業課長)</p> <p>税制優遇制度の運営についてでございますが、事業計画の認定に当たりましては、申請された事業の事業性や制度を悪用するものではないことなどについて、関係市町村のご意見はもとより、必要に応じ、専門的知識を有する有識者から助言をいただくなどしながら、事業内容が適切であることを確認することを検討してございます。</p> <p>また、毎事業年度終了後、事業報告を求め、認定された計画に基づき事業が実施されたことを確認するなど、地域に波及効果をもたらす事業が継続して展開されるよう、具体的な制度の検討を進めてまいります。</p> <p>(ゼロカーボン産業担当局長)</p> <p>道税の税制優遇についてでございますが、G X事業は、一般的に事業着手に多額のコストがかかることに加え、事業の予見可能性が低く、収益化までに長期間を要することから、この度の税制優遇の検討におきましては、初期投資だけではなく、一定期間の事業運営も支援の対象としたところでございます。</p> <p>本税制優遇により、G X関連企業の新たな立地や、道内企業のG X関連分野への参入が実現することにより、優遇期間の終了後、立地企業や事業が拡大した道内企業からの法人事業税等の税収が見込まれますことに加え、立地企業の取引拡大による地元企業の売上増加や地元雇用、あるいは道外人材の就業、さらにそれに伴う地元での消費拡大といった波及効果も期待されるところでございます。</p> <p>道といたしましては、本税制優遇制度や特区による規制緩和を推進力といたしまして、特区の目指す姿として掲げた、全道域でのG X産業の集積と札幌市域における金融機能の強化集積の実現に向け、各般の取組を進めてまいります。</p>